

議案第 30 号

橋本市竹尾集出荷場設置及び管理条例を廃止する条例について

橋本市竹尾集出荷場設置及び管理条例を廃止する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市竹尾集出荷場設置及び管理条例を廃止する条例

橋本市竹尾集出荷場設置及び管理条例(平成 18 年橋本市条例第 178 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。